



2007 年月日 第 2007 - 43 号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山 勝也

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : [syakai@jam-union.jp](mailto:syakai@jam-union.jp)

< 離婚時の年金分割 PART 5 >

2007 年 4 月 1 日からの年金分割

年金を分割するとどれくらい年金額は変わるのでしょ

これまでは、離婚時の年金分割の仕組みについて説明しました。でもみなさんが知りたいのは、分割によりどの程度年金額が変化するかということですね。

夫 = 昭和 19 年 7 月生まれ 妻 = 昭和 22 年 8 月生まれ 婚姻期間 : 35 年  
 婚姻期間中の夫の標準報酬総額 = 126,795,510 円  
 婚姻期間中の妻の標準報酬総額 = 66,643,501 円  
 婚姻期間中の夫婦の標準報酬総額の合計 = **193,439,011 円**

【年金分割を受けた妻の年金額の変化】(分割するのは、厚生年金の報酬比例部分です)

実際に社会保険事務所で年金分割の情報提供を受けた方からいただいたデータです。

193,439,011 円を、夫の持分 50%・妻の持分 50%で分割した場合の見込額

支給開始年齢	60 歳	61 歳	65 歳
厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 569,071円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 569,071円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 569,071円
		(定額部分) 359,877円	(経過的加算部分) 142円
国民年金			老齢基礎年金 608,900円
合計年金額(年額)	569,100円	929,000円	1,178,100円

193,439,011 円を、夫の持分 60%・妻の持分 40%で分割した場合の見込額

支給開始年齢	60 歳	61 歳	65 歳
厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 461,685円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 461,685円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 461,685円
		(定額部分) 359,877円	(経過的加算部分) 142円
国民年金			老齢基礎年金 608,900円
合計年金額(年額)	461,700円	821,600円	1,070,700円

年金分割しなかった場合の見込額

支給開始年齢	60 歳	61 歳	65 歳
厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 403,177円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 403,177円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 403,177円
		(定額部分) 359,877円	(経過的加算部分) 142円
国民年金			老齢基礎年金 608,900円
合計年金額(年額)	403,200円	763,100円	1,012,200円

年金額の合計は端数処理をします。(50 円未満は切り捨て・50 円以上 100 円未満は 100 円に切り上げ)